

定 款

株 式 会 社 朝 日 ネット

株式会社朝日ネット定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は株式会社朝日ネットと称し、英文ではAsahi Net, Inc. と表示する。

第2条（目的）

当会社は下記の業務を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターによる情報処理および通信処理業務の受託、運用
- (2) コンピューターシステムの企画、計画、開発、運用に関するコンサルティング
- (3) コンピューターシステムを構築、改善するための調査分析および計画立案
- (4) コンピューターシステムの設計およびソフトウェア開発
- (5) コンピューターおよび周辺機器、ソフトウェアの販売
- (6) 書籍、雑誌、新聞等の出版、販売およびこれらの請負
- (7) 出版物の取材、原稿作成ならびに各種文書の編集、版下作成および印刷の請負
- (8) 通信販売業務
- (9) 各種イベントの企画
- (10) 各種情報提供サービス業務
- (11) 衣料、食料、家具、装身具、インテリア用品、美術工芸品、スポーツ用品、がん具等の販売およびその仲介
- (12) 古物の売買およびその仲介
- (13) ホテル、宿泊施設、飲食店の経営
- (14) 貸金業
- (15) 生命保険募集業および損害保険代理業
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都中央区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、119,340,000株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長執行役員である取締役が招集する。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備

え置く。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第19条（員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第22条（代表取締役および社長）

当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、執行役員（監査等委員でない取締役である者に限る。）の中から、社長執行役員1名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長執行役員である取締役が招集し、議長となる。社長執行役員である取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第29条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 執行役員

第32条（執行役員）

当社は、取締役会の決議によって、若干名の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。

第33条（執行役員規則）

執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。

第6章 監査等委員会

第34条（監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

第35条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第36条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第37条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第7章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第45条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第46条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第47条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 1 当社は、第32回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第32回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

- 3 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 4 前項にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 5 本附則3項から5項までの規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成2年4月2日施行
平成6年3月5日改定
平成6年3月25日改定
平成6年5月25日改定
平成10年5月27日改定
平成10年12月22日改定
平成11年5月28日改定
平成11年7月26日改定
平成12年1月31日改定
平成13年1月1日改定
平成14年11月21日改定

平成15年 3 月 3 日改定
平成15年 4 月25日改定
平成16年 5 月26日改定
平成17年 5 月27日改定
平成17年12月 6 日改定
平成18年 6 月23日改定
平成18年 8 月 9 日改定
平成19年 6 月25日改定
平成21年 6 月29日改定
平成22年 1 月 6 日改定
平成25年 8 月 7 日改定
平成25年10月 1 日改定
平成26年 6 月26日改定
平成28年 6 月24日改定
令和 4 年 6 月28日改定